

## 「佐賀県社会的養育推進計画」（案）に係るパブリック・コメントに対する対応状況

※ご意見反映区分

「A」計画等と同趣旨のもの／「B」計画等の修正を行ったもの／「C」計画等の推進の段階で検討するもの／「D」計画等の修正が困難なもの／「E」計画等に関する感想や質問であるもの

※意見を出された方・団体等が異なる場合であっても、同趣旨の意見はまとめて掲載しています。

番号	ご意見の内容	ご意見 反映区分	ご意見 反映箇所	ご意見への対応
1	<p>表2「各年度における代替養育を必要とする子どもの見込数」において、代替養育を受けている子どもの数が減ると見込まれているが、虐待への意識の高まりによる通告件数の増や、近年の核家族化はもちろん、それ以外にも複雑な家庭環境の中で生活している子どもが増えていることなどから、代替養育を受ける子どもが増える可能性が高いのではないか。</p>	「D」		<p>近年の児童虐待に関する事件・報道等により、児童虐待防止に関する関心が高まったことなどから、児童虐待対応件数は伸びているものの、過去5年の状況を見ると、人口減少に加え、代替養育を受けている（親子を分離し児童養護施設や里親、ファミリーホームで養育がなされている）子どもの割合についても落ちてきております。（資料編 表1、表4）</p> <p>今後は市町子育て世代包括支援センター（2020年度末までに県内全市町で設置見込み）や市町子ども家庭総合支援拠点（国において2022年度までに全市区町村に設置する目標）などの設置等による家庭支援、相談・見守り体制の強化なども踏まえた場合、代替養育を受ける子ども数は減少する可能性が高いと考えられることから、原案のとおりとさせていただきます。</p>
2	<p>表31で里親等委託率の見込み（目標）が示されているが、あまりにも高い目標ではないか。</p> <p>「安易に里親委託を決定するなど、この数値目標達成のために機械的に措置が行われてはならないことに留意する必要がある」と記載がされているが、あまりにも高い数値目標を立てた場合、得てして目標数値にばかり気を取られ、少しでも目標に近づけるために、子どもの意見や抱えている事情を無視して無理やり里親家庭に入れ、不調となる子どもが増えるなど、今よりも子どもの養育環境が低下する要因となることが懸念される。</p> <p>ある程度達成ができると考えられる目標を設定すべき。</p>	「D」		<p>表31で示している数値目標については、「家庭養育優先原則」を実現するため、国が定めた計画策定要領で示された算出法に基づき算定したものを基礎としています。</p> <p>ご指摘のとおり高い数値目標となっておりますが、子どもが健やかに養育される環境を整えるために様々な取組を進めるためのものと位置付けております。</p> <p>このため、当初から低い目標を設定してしまっただけでは各種取組が進まず、結果として環境整備が遅れる要因となることから、原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>なお、里親家庭に措置された子どものうち不調となった数や状況の把握、措置児童等アンケートなどを通じて、機械的に措置がなされていないか、アセスメント方法を改善する必要があるかなど、常に「子どもの最善の利益」を念頭に置き、子どもの養育環境が低下することがないように留意しながら各種取組を推進してまいります。</p>
3	<p>里親等委託率を向上させるためには、現在登録されている里親の高齢化問題や新規の里親候補者の発掘、里親の養育スキルの向上、保護者の同意、不調を起こした児童や里親へのケアなど多数の課題があると考えられるが、どのような対策を考えているのか。</p> <p>こうした環境が整わないままに里親等委託を推進した場合、子どもの養育環境の低下につながる事となるため、しっかりと対策を行っていただきたい。</p>	「C」		<p>里親等委託率を向上させるための課題の解決に関しましては、これまでの取組（児童相談所と各施設に配置されている里親支援専門相談員との連携など）に加え、まずは民間事業者におけるフォスタリング業務（広報啓発、新規里親の開拓や里親への研修・支援など）の実施体制の構築に取り組み、その効果が早期に発現するよう努めてまいります。</p>
4	<p>県内のファミリーホームには、施設と同様にケアニーズが高い児童が委託されていることもあり、ファミリーホームの養育者は、様々な問題をホームで抱え込み、子どもたちの支援に大変苦慮している。</p> <p>このため、里親と同じ家庭養育であるファミリーホームも、フォスタリング機関の支援対象とすべき。</p>	「A」		<p>ファミリーホームについては、里親と同様「家庭養育」であり、フォスタリング機関の支援対象です。</p>

## 「佐賀県社会的養育推進計画」（案）に係るパブリック・コメントに対する対応状況

※ご意見反映区分

「A」計画等と同趣旨のもの／「B」計画等の修正を行ったもの／「C」計画等の推進の段階で検討するもの／「D」計画等の修正が困難なもの／「E」計画等に関する感想や質問であるもの

※意見を出された方・団体等が異なる場合であっても、同趣旨の意見はまとめて掲載しています。

番号	ご意見の内容	ご意見 反映区分	ご意見 反映箇所	ご意見への対応
5	<p>ファミリーホームへの委託児童は様々な障害を持つ子どもが増えており、そうした子どもと寝食を共に暮らす家庭養護の生活の中で、時に煮詰まり感を感じることもある。</p> <p>フォスタリング機関の支援として、精神的な疲労、ストレス、悩みの軽減や緩和に繋がられるようにしていただきたい。</p> <p>また、ホーム運営の素朴な疑問や養育水準向上に向けた助言・指導などについても、継続した支援をお願いしたい。</p>	「C」		<p>いただきましたご意見については、フォスタリング業務の実施体制を構築する際に検討いたします。</p>
6	<p>「里親等」にファミリーホームが含まれるのであれば、「里親」「ファミリーホーム」と明記すべき。</p>	「B」	1. 社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像	<p>1（1）、二つ目の○に使用している「里親等」を「里親・ファミリーホーム（以下、「里親等」という。）」に修正し、里親等にファミリーホームが含まれていることを明記しました。</p>
7	<p>少子化や家庭養育への取組などにより、施設で養育する子どもの数が減ることが見込まれるが、表33のとおり、様々な理由から施設での養育が必要となる子どもが必ずいる。</p> <p>また、今後は里親等では養育ができない、ケアニーズが高く専門的なケアが必要な子どもが施設養育の中心となり、それも「できる限り良好な家庭的環境」で養育をしなければならなくなるなど、児童養護施設の重要性は増すこととなる。</p> <p>しかし、家庭養育の優先により、施設の運営体制が整わないまま、施設で養育する子どもが急減すれば経営が困難となり、「できる限り良好な家庭的環境」への転換や受け皿としての機能が果たせなくなることが予想される。</p> <p>このことから、児童養護施設の体制整備と家庭養育の推進は必ず同一歩調で進めるべき。</p>	「C」		<p>乳児院や児童養護施設（以下、「施設」という。）については、これからの社会的養育を担う上で重要な社会資源であると考えており、その安定的な運営についても重要な課題であると考えています。</p> <p>施設が安定的な運営を行うためには、これまで以上に職員の配置基準や処遇の改善などが必要であり、それらが改善されなければ、スムーズに「家庭養育優先原則」に基づいた養育環境へ移行することができないため、引き続き、国に対して強く要望していくこととしています。</p> <p>しかし、表33で示しているとおり、現に施設入所している子どものうち54.1%（実親の意向37.4%、条件に合う里親の不在16.7%）が、養育環境が整えば里親等委託が可能な子どもとなっています。</p> <p>これらの子どもができる限り不利益を被らないためにも、早期に家庭的な養育環境を整備する必要がありますので、施設の体制整備だけでなく家庭養育の推進に必要な取組（民間の事業者におけるフォスタリング業務の実施体制の構築や里親への理解促進、里親の確保など）も一体的に推進していくこととします。</p>
8	<p>計画の最終年度である令和11年度（10年後）の児童養護施設の在るべき姿を計画に盛り込む必要があるのではないか。</p>	「B」	7. 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	<p>「新しい社会的養育ビジョン」に記載されているとおり、乳児院や児童養護施設は、原則として概ね10年以内を目途に、小規模化（最大6人）・地域分散化し、常時2人以上の職員配置を実現し、更に高度のケアニーズに対しては、迅速な専門職（医師等）対応ができる高機能化を行い、ケアニーズの高い子どもの養育に関しては、生活単位は最大4人の小規模で4施設までの集合で行うべきであると考えております。</p> <p>しかし、これらを実現するためには、これまで以上に職員の配置基準や処遇の改善などが必要であり、それらが改善されなければ、スムーズに「家庭養育優先原則」に基づいた養育環境へ移行することができないため、引き続き、国に対して強く要望していくこととしています。</p>
9	<p>児童養護施設の多機能化、機能転換のことについての記載がない。佐賀県としては多機能化、機能転換について、どのような事業に需要があるのか。また、予算措置についても記述していただきたい。</p>	「B」	7. 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	<p>「新しい社会的養育ビジョン」に記載されているとおり、乳児院や児童養護施設の多機能化、機能転換に関しては、在宅支援から代替養育まで子どものニーズに応じて継続的・連続的に支援するため、入所機能のみならず、アセスメント機能、相談・通所機能、在宅支援機能及び里親支援機能を付加する必要があると考えており、当該計画各項目（3. 市町の子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組、5. 里親等への委託の推進に向けた取組、8. 一時保護改革に向けた取組）の状況等を注視し、必要性等について検討を進めていくこととしています。</p> <p>なお、予算措置が必要となった場合は、予算の確保に最大限努力します。</p>

## 「佐賀県社会的養育推進計画」（案）に係るパブリック・コメントに対する対応状況

※ご意見反映区分

「A」計画等と同趣旨のもの／「B」計画等の修正を行ったもの／「C」計画等の推進の段階で検討するもの／「D」計画等の修正が困難なもの／「E」計画等に関する感想や質問であるもの

※意見を出された方・団体等が異なる場合であっても、同趣旨の意見はまとめて掲載しています。

番号	ご意見の内容	ご意見 反映区分	ご意見 反映箇所	ご意見への対応
10	児童養護施設は将来において必要な施設であり、計画性を持って運営をする必要がある。表34の施設で養育が必要な子ども数の見込みは、各施設の中長期計画ヒアリングの結果を踏まえ、令和11年度の段階で定員をどの程度削減できるのかの意見を踏まえて数値の設定を行っていただきたい。	「D」		乳児院や児童養護施設（以下、「施設」という。）については、これからの社会的養育を担う上で重要な社会資源であると考えており、その安定的な運営についても重要な課題であると考えています。 しかし、個々の子どもの措置については、児童相談所における「家庭養育優先原則」を十分に踏まえたアセスメントの結果によって、子どもの最善の利益の観点から行われるものであることから、各施設の定員見込みについて「各施設がどの程度削減できるか」を参考にして算出することは適切ではないと考えます。 なお、施設が安定的な運営を行うためには、これまで以上に職員の配置基準や処遇の改善などが必要であり、それらが改善されなければ、スムーズに「家庭養育優先原則」に基づいた養育環境へ移行することができないため、引き続き、国に対して強く要望していくこととしています。
11	表34「施設で養育が必要なこどもの見込み」は、今後、児童養護施設が小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換していくことを見込んだ数なのか。見込んだ数ではなければ、施設がどこまで小規模化できるかを見越した数も算出してほしい。	「D」		表34については、表31の里親等委託率を基礎とした場合の、乳児院や児童養護施設（以下、「施設」という。）で養育が必要な子ども数の見込みであり、小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換をしていくことを見込んだ数ではありません。 施設においてどの程度小規模化ができるのかを見越した数については、今後どの程度職員の配置基準や処遇が改善されるのかが明確に示されていないことから算出することはできません。 これらが明確に示されなければ、スムーズに「家庭養育優先原則」に基づいた養育環境へ移行することができないため、引き続き、国に対して強く要望していくこととしています。
12	28ページに「平成30年度に一時保護所の増築を行っている」との記載があるが、元の定員は何人だったのか。子ども達にとって家庭的とはいえない場所に28人もの子ども達が生活しなければならないほどの必要性はあったのか。また、増築するとき家庭に近い環境にすべきだったのではないのか。	「C」		増築前の一時保護所の定員は14人（男児7人、女児7人）です。増築した理由としては、一時保護される児童数の増加や保護日数の長期化などにより、一時的に定員を超える保護をしなければならないケースが発生していたことなどから増築を行っております。 増築する際に家庭に近い環境にすべきであったとのことですが、現状において、一時保護に関して指摘されている問題解決に向け、自治体や関係者が進むべき方針を共有し、一時保護を適切に行い、実効ある見直しを進めることを目的としてまとめられた「一時保護ガイドライン」（平成30年7月）を踏まえた一時保護所としての在り方については、慎重に検討すべきであったこと、また、上記の理由により一時保護所の増築は喫緊の課題であったことから増築を行ったものであり、一時保護改革については、今後の一時保護児童数等の動向を注視し、検討を進めてまいります。
13	平成30年度に一時保護所を増築し、現段階では定員に余裕があるとのことだが、保護所の人的配置、生活支援、心理的ケア等にも余裕があるのか。	「C」		一時保護される児童数の増加や保護日数の増加などの理由から増築を行ったことで、定員を超える保護を行うことはなくなりました。また、増築に伴い人員（保育士や心理司など）についても増員しており、保護環境が低下しないよう留意しながら運営を行っております。 今後は、一時保護改革の検討に合わせ、人員体制についても考えていきます。
14	一時保護所の定員に余裕があるとの記載があるが、必要定員数は28人ではないのか。一年前に増築したばかりの施設の定員を変更する必要があるのか。税金の無駄遣いではないのか。	「C」		一時保護所の必要定員数は、一時保護児童数の増加等を見込み28人（幼児4人、男児12人、女児12人）としており、定員を増加したことで、定員を超える保護を行うことはなくなりました。 定員数の変更に関しては、今後の一時保護児童数の推移や一時保護可能な里親の確保、一時保護専用施設の必要性の再検討の状況などを踏まえ、一時保護所の形態や定員を固定化することなく柔軟に対応することとしています。

## 「佐賀県社会的養育推進計画」(案)に係るパブリック・コメントに対する対応状況

※ご意見反映区分

「A」計画等と同趣旨のもの／「B」計画等の修正を行ったもの／「C」計画等の推進の段階で検討するもの／「D」計画等の修正が困難なもの／「E」計画等に関する感想や質問であるもの

※意見を出された方・団体等が異なる場合であっても、同趣旨の意見はまとめて掲載しています。

番号	ご意見の内容	ご意見 反映区分	ご意見 反映箇所	ご意見への対応
15	家庭に近い環境の中で生活させるために、児童相談所の閉鎖的な一時保護所より、開放的な環境である里親やファミリーホーム、児童養護施設で一時保護を行うほうがいいのではないかと。	「C」		一時保護については、代替養育の性格もありますが、一時保護の大きな目的は、子どもの安全確保と今後の支援方針を決めるための、アセスメントのための一時保護です。これらが確保できれば開放的環境における一時保護へと移行することができることから、一時保護が可能な里親の確保などの環境整備を進めつつ、一時保護専用施設の必要性の再検討や児童相談所の一時保護所の在り方などについて検討を進めてまいります。
16	一時保護専用施設について必要性は低いとあるが、一時保護改革の内容をみても、子ども達の利用人数で必要性がないと判断するのではなく、子ども達の一時保護時の最善の利益の為に一時保護専用施設の設置が必要ではないかと。	「C」		一時保護専用施設の必要性については、今回いただきましたご意見や今後の一時保護児童数、一時保護委託が可能な里親数、里親への一時保護委託の推進の状況などを踏まえ、検討を進めてまいります。
17	一時保護所のことは、里親に委託されている子どもから、「外にでることもできない」「学校にいけない」「自由がない」「もう行きたくない」といった話を聞いたことがある。家庭での様々な理由により心が傷ついているにも関わらず、一時保護所でなぜこのような目にあわなければならないのか。確かに、子どもの安全は保障しなければならないことはわかるが、もう少し子どもの事を考えたやり方はできないのか。 計画の策定にあたり、一時保護所で生活したことのある子ども達へのアンケートはとったのか。取っているのであれば、どのように活かしているのか。	「C」		一時保護の大きな目的は、子どもの安全確保と今後の支援方針を決めるための、アセスメントのための一時保護です。これらが確保できれば開放的環境における一時保護へと移行することができるものの、やむを得ない事情により閉鎖的環境において保護を継続しなければならないケースもあり、子どもに対してその理由を丁寧に説明を行っているところです。 アンケートに関しましては、今年度、措置児童等アンケート（児童養護施設、里親、ファミリーホームの子ども及び退所者を対象としたアンケート）を実施しており、一時保護所についても項目を設け調査を行っております。 ご意見でいただいたような「自由がない」「一人になれない」「いつもうるさい」「学校に行けない」といった回答がある一方、「友達ができた」「思い出ができた」「話を聞いてもらえた」「生活がよくなった」などが挙げられるなど、良い面・悪い面様々なご意見をいただいております。アンケートではこの他、一緒に生活する子どもの人数や自分の部屋の使用人数の希望なども項目を設けており、これらアンケートの結果については、関係者で共有し、改善できるところから改善に努めております。 なお、今後は年に1度、措置児童等アンケートを実施し、一時保護改革の検討材料として活用していくこととしています。
18	表で書かれている部分が推進計画案の半分以上をしめており、分かりにくい部分がある。表については最後に資料としてまとめた方がわかりやすいのではないかと。	「B」	全般	ご指摘のとおり修正しました。
19	あまり一般的ではないカタカナの単語が多く出てくるため、注釈をつけていただきたい。	「B」	全般	ご指摘のとおり修正しました。